



男女共同参画 ひと かがやく男女になるために



「こころのストレッチ1・2・3」

自分のこころのありようを知り、自分の生き方のクセをつかんで、ちょっと楽に生きることを目的とした講座「こころのストレッチ1・2・3」（全3回）を開催し、28人が参加しました。

講座では、自分の心力（こころりよく）の分析や重要な選択をする時に選んでしまう生き方、自分や他人を認め合う練習などを行いました。

参加した皆さんは、自分の生き方の傾向に気付いたり、自分や他人をほめて認め合う心地よさを体験したりしました。

参加した皆さんの感想

「話を聞いてあげることの大切さや、自分のことをほめて認めることの大切さを実感しました」

「自分の心の分析をして、自分を見直す良い機会になりました」

「温かい言葉を掛けてもらって、前向きな気持ちになりました。これからは、自分も温かい言葉を人に掛けていきたいです」



自分では普段気付かない性格を知り、「自分らしさ」を再確認することが大切です。

日常生活や会社、地域社会で自分らしく生きるとともに、優しい心で生きることが男女共同参画の社会につながっていきます。

これまでは、市が「男女共同参画セミナー」を企画・運営していましたが、平成18年度から、市民の皆さんと男女共同参画の推進を図る協働事業の一つとして、企画・運営する団体を公募しました。前期は「NPO法人プライツ」が、後期は11月から「e市民ネットワーク袋井」が、さらに輝く自分さがし講座」を行います。是非ご参加ください。

男女共同参画とは

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担にとらわれず、家庭で、地域で、学校で、職場で、それぞれの個性と能力を発揮できることです。

問 しあわせ推進課人権啓発室
☎44-3116

市政 Q&A

市政に関する疑問・質問にお答えします。

Q2

「新しくできるお店の宣伝をするから集まって！」と販売員に呼ばれて、近所の人と一緒に行きまして、「ほしい人」と聞かれる度に手を挙げてティッシュやラップなどをもらいました。そのうち、「今日は布団が特別半額だよ。持っていける人！」と聞かれた時も、思わず手を挙げてしまい、50万円の契約を結んでしまいました。解約できる方法がありますか。



A!

このように販売するものを売った場合、訪問販売と見なされ、8日以内であれば無条件で解約ができます。これを「クーリングオフ制度」といいます。

契約書面を受け取った日を入れて8日以内に書面で通知してください。

契約してしまった自分が悪いとあきらめず、できる

だけ早く消費生活センターに相談してください（8日を過ぎていても解約できる場合もあります）。

「クーリングオフの手続き方法」

市○町○	市○町○
株式会社(本社)	代表者○様
住所	契約者名
申込(契約)日 平成○年○月○日	販売店名
販売店名	担当
販売店住所・電話番号	商品名
商品名	契約金額
契約金額	右記日付の申し込みは撤回または契約を解約します。
平成○年○月○日	

契約書面を受け取った日から8日以内に郵便はがきに必要な事項を記入し、証拠が残るように両面コピーを取り、郵便局窓口で「配達記録郵便」で郵送してください。

分割払いの場合は、信販会社にも同じはがきを送ってください。

消費生活相談

日 月 金曜日(祝日は除く)
時 午前9時30分～午後4時
所 市役所2階商工課
市消費生活センター(商工課内)
☎44 3174